

長野県森林整備業務入札制度合理化対策試行要綱

(平成 20 年 2 月 14 日付け 19 森政第 410 号)

【最終改正 令和 3 年 11 月 18 日】

(趣旨)

第 1 森林整備業務の入札に際しては、事業の公共性及び特殊性に鑑み、入札参加資格者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるため、次の方式により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(資格基準等)

第 2 森林整備業務の競争入札に参加を希望する者については、経営規模その他経営に関する客観的事項の総合評定値及び別に定める項目による総合評定値（以下「新客観的事項の総合評定値」という。）との合計点数（以下「資格総合点数」という。）により、これを発注の標準とする森林整備業務設計金額と対応させて入札参加者を決定する。

(競争入札に参加することができない者)

第 3 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は競争入札に参加することができない。ただし、特別の理由がある場合を除く。

2 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）の第 1 に該当する事実があった者は、その事実があった後別途定める期間競争入札に参加することができない。

(資格審査の申請等)

第 4 森林整備業務の競争入札に参加する者に必要な資格、その申請の時期及び方法については、告示の定めるところによる。

2 森林整備業務の競争入札に参加を希望する者は、告示に定める書類のほか、森林整備業務に係る経営規模等評価申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(資格総合点数の基準等)

第 5 森林整備業務における資格総合点数の審査の項目及び基準は、客観的事項の総合評定値にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 6 年建設省告示第 1461 号）に定める項目のうち、「完成工事高評点」と「技術職員の数の点数」によることとするが、「完成工事高評点」算出に用いる森林整備工事実績は、別に定める資格審査基準日の属する営業年度の直前の 2 年分の平均とし、「技術職員の数の点数」算出に用いる 1 級技術者は、森林整備業務の専門技術者を充てることとし、新客観的事項の総合評定値にあつ

ては、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、新客観的事項の総合評定値は各入札参加者の客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点する。

- (1) 経営基盤にあつては、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づく計画の認定を受けた事業体である場合、20点とする。
- (2) 林業機械の保有状況にあつては、30点を上限として、別表1の高性能林業機械について1台につき5点とし、別表2の林業機械について1台につき3点とする。
- (3) 労働福祉にあつては、雇用者に対し中小企業退職金共済、林業退職金共済、特定退職金共済又は建設業退職金共済に加入させている場合、20点とする。また、資格審査基準日の直前2年間において、技術職員を1名以上新規雇用した場合、5点とする。
- (4) 労働安全にあつては、林業・木材製造業労働災害防止協会に加入している場合、20点とする。また、雇用者に対し、振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合、20点とする。
- (5) 労働災害にあつては、資格審査基準日の直前2年間において4日以上休む労働災害を起こした場合、1名につき、-10点とする。また、死亡事故については、1名につき、-50点とする。
- (6) 労働環境にあつては、資格審査基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、4週5休相当にあつては3点、4週6休相当にあつては5点、4週8休相当にあつては10点とする。
- (7) 信用状態にあつては、資格審査基準日の直前2年間において、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合、当該入札参加停止措置を受けた月数に-10を乗じた点数とする。ただし、入札参加停止措置を受けた期間のうち、1ヶ月に満たない期間がある場合は、1ヶ月とする。
- (8) SDGsの取組状況にあつては、申請日において、「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録をしている場合、10点とする。

2 前項のうち客観的事項の総合評定値の算出にあつては、「完成工事高評点」に0.3を乗じた値と、「技術職員の数の点数」に0.7を乗じた値の合計とする。

（名簿の登載）

第6 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、第5の規定による審査の結果の資格総合点数を森林整備業務入札参加資格者名簿に登載する。

（発注標準）

第7 森林整備業務の発注の標準は、別に定めるものとする。

(業者の選定)

第8 業者を選定しようとするときは、資格総合点数別発注標準及び森林整備業務入札参加資格者名簿により当該森林整備業務の設計金額に対応する資格総合点数に当てはまる有資格者の中から選定するものとする。

(業者選定基準)

第9 第8の規定により業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査基準日以降における経営状況
- (3) 森林整備業務成績の状況
- (4) 手持ち森林整備業務の状況
- (5) 当該森林整備業務に対する地理的条件
- (6) 当該森林整備業務についての技術的適性及び技術者の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉及び構造改善の状況

2 前項に規定する各号の具体的運用基準は、別表3によるものとする。

(随意契約における業者の選定)

第10 随意契約による場合の業者選定は、第9の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(選定の特例)

第11 特殊の技術を要する森林整備業務、緊急を要する森林整備業務又は特別の事由があるときは、第8の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第12 業者の選定については、関係者以外の者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

附則 この要綱は、公布日から施行し、平成21年5月1日以降の資格付与から適用する。

附則 この要綱は、公布日から施行し、平成23年5月1日以降の資格付与から適用する。

附則 この要綱は、公布日から施行し、平成27年5月1日以降の資格付与から適用する。

附則 この要綱は、公布日から施行し、平成29年5月1日以降の資格付与から適用する。

附則 この要綱は、公布日から施行し、平成31年5月1日以降の資格付与から適用する。

附則 この要綱は、公布日から施行し、令和4年5月1日以降の資格付与から適用する。

別表1 (第5 関係)

高性能林業機械
(1) プロセッサ (2) ハーベスタ (3) タワーヤーダ (4) スイングヤーダ (5) フォワーダ (グラップルが付属しているものに限る。) (6) スキッド・フェラバンチャー・その他の高性能林業機械 (「高性能林業機械化促進基本方針」(平成12年4月11日農林水産大臣公表) 第2の1の定義により、かつ従来の高性能林業機械に含まれない高性能林業機械とする。)

別表2 (第5 関係)

林業機械
(1) 集材機 (エンジンやドラムを備え、架線により素材等を集材する機械) (2) トラクタ (ウインチを装備し、林内で素材等を牽引して集材する機械) (3) 林内作業車 (林内で木材を積載運搬できる車。ウインチ・クレーン付きを含む) (4) 自走式搬器 (集材するための架線上を自走できるエンジン付き搬器) (5) グラップル (木材をつかみ、積込み等を行う車。フォワーダを除く)

別表3 (第9関係)

選定基準の留意事項	
(1) 審査基準 日以降にお ける不誠実 な行為	<p>① 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号通知。以下「入札参加停止措置要領」という。）により贈賄及び不正行為等による入札参加停止期間中である場合は選定しないこと。</p> <p>② 県発注工事及び森林整備業務に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められる場合は選定しないこと。</p> <p>ア 建設工事請負契約書に基づく工事関係者等に関する措置請求に受注者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払い遅延、特定資材の購入強制等について関係行政機関からの情報により請負者の下請契約が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から関係部長に対し、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状態が継続している場合など、明らかに受注者として不適当であると認められる場合又は入札参加停止措置要領別表第3各号の措置要件に該当するものについて、その情報が入手され、警察当局に合意書に基づく文書により照会し、当該措置要件に該当すると認められた場合は、選定しないこと。</p>
(2) 審査基準 日以降にお ける経営状 況	<p>手形交換所における取引停止処分等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、選定しないこと。</p>
(3) 森林整備 業務成績の 状況	<p>① 入札参加停止措置要領により、過失により工事等を粗雑に行ったことによる入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p> <p>② 森林整備業務成績評定試行要領（平成19年3月27日付18森政第151号通知）の森林整備業務成績（以下「森林整備業務成績」という。）が、2年連続して60点未満であり、明らかに受注者として不適当である場合は、選定しないこと。</p> <p>ただし、前年度森林整備業務成績を有しない場合は、この限りではない。</p> <p>③ 森林整備業務成績の平均が過去2年連続して80点以上であり、特に優良と認められる場合は、十分尊重すること。</p>

(4) 手持ちの森林整備業務の状況	当該地域における手持ち森林整備業務の状況からみて、当該森林整備業務を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。
(5) 当該森林整備業務に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地の状況、当該地域での施工実績等からみて、当該地域における森林整備業務の施工特性に精通し、森林整備業務規模に応じて確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に判断すること。
(6) 当該森林整備業務についての技術的適性及び技術者の状況	<p>下記の事項に該当するかを総合的に判断すること。</p> <p>① 当該森林整備業務と同種の工種について相当の施工実績があること。</p> <p>② 当該森林整備業務の施工に必要な施工管理、品質管理の技術水準と同程度と認められる技術水準の森林整備業務の施工実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該森林整備業務の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④ 当該森林整備業務の施工に関する専門技術者の有無を確認し、確保できると認められること。</p>
(7) 安全管理の状況	<p>① 入札参加停止措置要領により、県内における事故による入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p> <p>② 県発注工事又は森林整備業務において、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これらに対する改善を行わない状況が継続している場合であって明らかに受注者として不相当である場合は、選定しないこと。</p> <p>③ 県発注工事及び森林整備業務において、5年間死亡事故の発生がなくかつ過去3年間負傷者の生じた事故の発生が無いこと等を勘案し、安全成績・管理の状況が特に優良と認められる場合は、十分尊重すること。</p>
(8) 労働福祉及び構造改善の状況	<p>① 賃金不払に関する労働者からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不相当であると認められる場合は、選定しないこと</p> <p>② 各種退職金共済制度への加入状況を確認し、加入している場合は、十分尊重すること。</p> <p>③ 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組んでおり、労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>